

建築物衛生管理事業登録申請について

1. 申請手続きフロー

申請書1部提出 → 書類審査 → 現地確認 → 登録証明書の交付

登録の有効期間は**6年間**です。この期間を超えて引き続き登録を受ける場合は、登録の有効期間の満了する日の1ヶ月前までに継続して登録する手続きを行ってください。

2. 審査手数料（現金）

・1～7号 : 35,000円 ・8号 : 45,000円

登録の業種

| 業 種 | 業 務 の 内 容 |
|--------------------------|--|
| 【1号登録】 建築物清掃業 | 建築物における床等の清掃を行う事業（建築物の外壁や窓の清掃，給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。） |
| 【2号登録】 建築物空気環境測定業 | 建築物内における空気環境（浮遊粉じんの量，一酸化炭素の含有率，炭酸ガスの含有率，温度，相対湿度，気流）の測定を行う事業 |
| 【3号登録】 建築物空気調和用ダクト清掃業 | 建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業 |
| 【4号登録】 建築物飲料水水質検査業 | 建築物の飲料水の水質について，水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）に規定する厚生労働大臣が定める水質検査を行う事業 |
| 【5号登録】 建築物飲料水貯水槽清掃業 | 受水槽，高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業 |
| 【6号登録】 建築物排水管清掃業 | 建築物の排水管の清掃を行う事業 |
| 【7号登録】 建築物ねずみ昆虫等防除業 | 建築物内におけるねずみ，昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業 |
| 【8号登録】 建築物環境衛生総合管理業 | 建築物における清掃，空気調和設備及び機械換気設備の運転，日常的な点検及び補修（以下「運転等」という。）並びに空気環境の測定，給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる残留塩素等の検査並びに給水栓における水の色，濁り，臭い及び味の検査であって，特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のを併せ行う事業 |

3. 届出

変更届…届出事項に変更があったときは，その日から30日以内に届け出てください。

- 名前又は名称，住所（法人にあっては代表者の名前）

【添付書類】

なし

- 営業所の名称，所在地，責任者の名前

【添付書類】

なし

- 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備

【添付書類】

機械器具の概要を記載した書面（変更前，変更後），変更した機械器具の写真

- 監督者等

【添付書類】

免状・修了証の写し（※原本確認後，返却します。）

- 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理方法

（作業班編成，作業手順等，業務委託内容，緊急連絡体制）

【添付書類】

作業実施方法等を記載した書類（変更前，変更後）

※変更事項に係る書類のみで可。

廃止届…事業を廃止したときは，その日から30日以内に届け出てください。

【添付書類】

登録証明書（添付できない場合は，紛失届を添付してください。）

詳しくは保健所までお問い合わせください。

〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11-22

福山市保健所 生活衛生課 環境衛生担当

電話 928-1165 FAX 928-1143